

浜松市規則第 8 号

浜松市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

浜松市区役所事務分掌規則（平成 19 年浜松市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																										
<p>(兼務)</p> <p>第 20 条 次の表の左欄に掲げる課等の職員のうち、同表の中欄に掲げる事務と同種の事務を行うものは、辞令書によることなく、同表の右欄に掲げる区役所の課の職員の職を兼ねるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>事務</th> <th>区役所の課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部保健所保健総務課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>健康福祉部保健所保健総務課</u>の職員は、辞令書によることなく、中央区役所まちづくり推進課の職員の職を兼ね、第 4 条まちづくり推進課の項第 13 号の事務のうち、猫の引取りに係る事務を行うものとする。</p> <p>3～7 (略)</p>			課等	事務	区役所の課	(略)			健康福祉部保健所保健総務課	(略)		(略)			<p>(兼務)</p> <p>第 20 条 次の表の左欄に掲げる課等の職員のうち、同表の中欄に掲げる事務と同種の事務を行うものは、辞令書によることなく、同表の右欄に掲げる区役所の課の職員の職を兼ねるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>事務</th> <th>区役所の課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部保健所生活衛生課</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>健康福祉部保健所生活衛生課</u>の職員は、辞令書によることなく、中央区役所まちづくり推進課の職員の職を兼ね、第 4 条まちづくり推進課の項第 13 号の事務のうち、猫の引取りに係る事務を行うものとする。</p> <p>3～7 (略)</p>			課等	事務	区役所の課	(略)			健康福祉部保健所生活衛生課	(略)		(略)		
課等	事務	区役所の課																											
(略)																													
健康福祉部保健所保健総務課	(略)																												
(略)																													
課等	事務	区役所の課																											
(略)																													
健康福祉部保健所生活衛生課	(略)																												
(略)																													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(あらまし)

この規則は、分掌事務の見直しに伴う所要の整備を行うものです。